鳥 羽 市 全 員 協 議 会 会 議 録

令 和 ６ 年 １ ２ 月 ２ ７ 日

○出席議員（１２名）

１番	世古雅人	２番	山本欽久
４番	瀬﨑伸一	５番	南川則之
６番	濱口正久	７番	山本哲也
８番	河村　孝	９番	戸上　健
１０番	木下順一	１１番	坂倉広子
１２番	尾﨑　幹	１３番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

・榎健康福祉課長、北村子育て支援担当副参事、宮本補佐、大矢子育て支援室長

・前田鳥羽市社会福祉協議会事務局長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井　太	次長兼議事総務係長	平山智博
議事総務係書記	岡村なぎさ		

（午前１０時００分　再開）

○河村　孝議長　皆さん、おはようございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項１、執行部報告事項。

①第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び鳥羽市こども計画について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長　健康福祉課の榎です。よろしくお願いします。

議員の皆様には、年末のお忙しい中、貴重な時間をいただきありがとうございます。

本日は、今年度、健康福祉課で進めております第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画並びに鳥羽市こども計画の策定について各計画の策定委員会にて素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施する前に議員の皆様にご説明をさせていただきます。

まず、私のほうから共通事項としておのおのの計画の位置づけと今後のスケジュール等を申し上げ、その後、担当から各計画の趣旨やその期間、内容等についてのご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、健康福祉課１をご覧ください。

本市における福祉関連計画全般の体系図となっております。

計画の位置づけでございますが、上位計画に第六次鳥羽市総合計画及び鳥羽市地域福祉計画を位置づけており、こども計画は個別計画として他分野の計画と整合性を図りながら、おのおのの法律に基づき策定されております。

なお、今年度、策定しております地域福祉計画につきましては、社会福祉法第１０７条に基づき、今計画から社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定することとしております。行政と社協がさらに連携を深めて活動していける体制をつくっていきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、本日、素案についてご説明をさせていただき、両計画とも年明けからパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントは、ホームページや広報１月号に実施を掲載するほか、今回の説明後にホームページにもアップさせていただいて、本日１２月２７日から行う予定でございます。広く皆さんにご意見をいただきながら、必要な修正等を行った上で策定委員会に諮り、両計画を完成させていきたいと考えております。

なお、地域福祉計画につきましては、議会基本条例における議決を要する計画となっておりますので、３月議会に上程させていただき、改めてご説明をさせていただきます。

計画素案についてのご意見につきましては、パブリックコメント期間中に頂戴いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず地域福祉計画、地域福祉活動計画の素案につきまして、担当からご説明をさせていただきま

すのでよろしくお願いいたします。

○河村　孝議長　宮本課長補佐。

○宮本課長補佐　おはようございます。

健康福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから今年度、策定中の次期計画のポイント、それから健康計画との主な変更点を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料２、第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についての資料の１ページ目をご覧ください。

まず、計画策定の趣旨をご説明申し上げます。

近年の社会情勢を見ておりますと、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域での地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が、今、変化をしてきております。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年問題、それから団塊ジュニアの世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する２０４０年問題といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化しており、高齢化の進展はとどまることなく進んでいっているところです。

また、老老介護、それから認認介護、ひきこもり、虐待、子供の貧困など、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきております。あわせまして、生きづらさを抱える罪を犯した人たちの社会生活で孤立させないための取組も必要になっておりまして、誰もが安心して地域生活を送るための再犯者の減少に向けた取組も今、必要になってきておるところです。

さて、本市の状況を見ておりますと、全国的な傾向と同様に人口減少が続いておりまして、令和６年で１万６，６４９人と現行計画の期間内、令和元年度から６年度、今年度末までの計画になっておりますけれども、この期間内で１，６２２人の減少となっております。高齢化につきましても、４１．１％となっておりまして、今後の人口予測を踏まえますと、少子高齢化が進行することが予測をされております。今後は、少子高齢化を起因としました地域福祉の課題を踏まえた計画が求められているものと考えております。

このような動向を踏まえまして、本市では、法、それから制度の動向及び本市を取り巻く状況と取組状況を踏まえて、複雑、複合化する課題に対応すべく、行政計画である地域福祉計画と社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画を第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画として一体的に策定をいたします。

なお、本計画につきましては、中長期的な計画である性質を踏まえまして、計画推進の結果として生じる成果を意識しながら、描いた理想を実現するための計画としていきたいと思っておりますし、行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体、機関がより一層地域福祉を推進するため目指す福祉のまちづくりを共有して、実現に向けた計画推進を実践していきたいというふうに思っております。

以下、②からにつきましては、改めて資料３の概要のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、省略をさせていただきまして、同じく資料２の４ページの⑦その他をご覧ください。４ページの一番下の⑦その他になります。

ここでは、今回、今、策定しております計画の工夫した点を記載しておりますので、ご紹介をぜひさせてい

ただきたいというふうに思います。

まず、本計画の策定に当たりましては、鳥羽市地域福祉施策推進委員会で検討を重ねてきておるものですけれども、この委員会におきましては、グループワークを２回実施させていただきまして、ここに携わっていただく委員の皆様のご意見を広く反映した計画とさせていただきました。

また、委員の構成につきましても、福祉分野だけにとらわれず、スポーツ少年団に関わる方、それから子育て支援に関わる方、また商工会議所の方など幅広い分野の皆様にも委員となっていただきました。

また、現行計画の策定時には、計画策定を検討する策定委員会と計画の進捗状況を検討する推進委員会とで異なる委員構成になっておりましたけれども、今回、計画の策定から進捗までをみんなでつくって、みんなで進捗したいという思いがございましたので、同じ委員構成で計画策定から進捗まで対応していきたいというふうに思っております。

次に、より多くの人たちに手に取っていただいて、読んでもらいたいという思いもございますので、資料的な意味合いのアンケート結果につきましては、計画の後半に掲載をさせていただきました。計画のメインである方向性、それから計画の展開について前半に掲載をさせていただくことで、そこにたどり着くまでの疲労感の軽減につなげる工夫をさせていただきました。

また、地域福祉を身近に感じてもらえるように、今現在、地域で起きているエピソードも計画の中に踏まえて掲載をさせていただいております。

その他、概要版につきましては、別途、現在作成中というふうになっておりますけれども、小中学生にも未来の地域福祉の担い手として興味、関心を持ってもらいたいという思いが委員の皆様からもありましたので、この本計画とは別に、子ども向け地域福祉ガイドブックを作成させていただいて、小中学生の皆さんの未来に向けた勉強の糧にぜひしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、鳥羽市全員協議会健康福祉課資料３の第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）概要の１ページをご覧ください。資料３になります。

ここからは、この概要に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、本計画なんですけれども、基本理念を「人とひとがつながり　支え合う　みんなでつくるまち　鳥羽」とさせていただいて、市民一人一人がつながり、地域共生の実現に向けて知恵を出し合って、みんなで地域づくりを進めていくための計画として取組を進めていきたいというふうに思います。

次に、計画の全体像をご説明申し上げます。

今回の計画なんですけれども、第１章から第５章、それから資料編で構成をさせていただいております。計画策定の趣旨、地域福祉から見た本市の現状と課題、それから基本的な方向性、３つの基本目標に沿って今後５年間で取り組む施策、計画の推進体制を具体的に掲載した章立てというふうになっております。

すみません。ここで、資料１ページの第５章の計画の展開というものに掲載されておりますが、こちら計画の推進の誤記がありましたので大変申し訳ございませんが、改めて修正をしていただけますとありがたく思います。よろしくお願いいたします。

では、計画概要の２ページ目をご覧ください。

ここでは、第２章としまして、地域福祉から見た本市の課題を載せさせていただいています。本編のほうは、

７ページから１２ページに掲載をさせてもらっています。

第３次計画、現行計画では、ここにある１から４の四つの基本目標を掲げて地域福祉の推進に取り組んでまいりました。ここでは、市民アンケート調査、それから団体ヒアリングの結果を踏まえた現状と課題を掲載させていただいています。

まず、一つ目の地域を支える人づくりについてです。

本市への愛着を感じている方につきましては、少し愛着を感じているという方を含めますと８割以上となっておりまして、地域への愛着が非常に大きいことが分かりました。

また、民生委員、児童委員、それから地域福祉推進員につきましては、認知度がどうしても課題があるほか、特に成り手が今現在、不足しているという課題が浮き彫りになっております。

その他、ボランティア活動への参加につきましては、小中学校でクラブ活動のような形で参加が見られるものの、学校活動での参加というふうにとどまっておりますので、その後の継続的な参加には、なかなかつながり切れてない部分も、状況もございます。

次に、②支え合いの地域づくりでございます。

地域のつながりにつきましては、強い地区がある一方で、挨拶をする程度と答えられる地区の割合も高くなっているところもございました。市全体での地域のつながりがなかなか強いとは言い切れない状況もあるということが分かってまいりました。

また、地域活動への参加条件としまして、自分に合った時間と内容の活動であることという声も聞かれておりまして、地域活動への参加条件に変化が出てきていることもうかがえます。

また、住民と行政の望ましい関係づくりにつきましては、住民も行政も協力をし合いながら、共に取り組むのがよいという割合も大きくなっておりましたので、これらの取組の認知度をこれから上げていくことが必要と思われます。

次に、③地域福祉の輪を広げるネットワークづくりについてです。

地域において、町内会、自治会の存在感というものは、やはり大きくなっております。しかしながら、高齢化等を要因とした会員の減少なども大きな課題となっておりまして、役員の成り手不足から組織の維持自体もこれからの大きな課題というふうになっております。

また、高齢者の生活支援、社会参加、防災対策、孤立しがちな人の居場所づくりにつきましては、市民が取り組める地域課題としても高くなっておりました。このことから、地域で支える仕組みづくりということが、今後も継続して求められているものと思います。

また、必要な人に必要な情報が届く手法の検討も課題というふうに思っております。

次に、④安心・安全な地域づくりについてです。

日々の生活における悩み、それから不安については、自分の家族の老後のこと、それから自分や家族の健康のこと、介護の問題などの割合が高くなっておりまして、高齢化の進行を実感する市民の不安がうかがい知れました。

また、地域での手助けができると考えられることにつきまして、買物、それから移動に関する割合が高くなっております。地域で支え合うための仕組みづくりがさらに求められているものと考えられます。

その他、災害に備えて、平時からのつながりづくりというものもつくっておくことが重要だというふうに考えております。

これらの詳細なデータにつきましては、本編の７３ページ以降の資料編に掲載をしておりますので、また改めてご覧いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、概要の３ページをご覧ください。

３ページは、第３章の基本的な方向性の概要を掲載しております。本編のほうは、１３ページから２２ページというふうになっています。

先ほど、説明申し上げました基本理念を達成するための目指す福祉のまちづくりの姿として、三つの基本目標と二つの重点プログラムを本計画のほうでは設定をさせていただきました。

まず、一つ目の目指す姿としまして、多様な個性や文化を認め合う心が育っているというところです。ここでは、基本目標を地域のつながりの基盤をつくる人づくりとしまして、本市の全ての人がそれぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域の一員としての役割を担って、助け合い、支え合える人を育てていきたいというふうに思っております。

二つ目の目指す姿として、地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動しているが目指す姿です。

ここでは、基本目標を地域課題を共有し、みんなで解決する地域づくりとしまして、近所の人や様々な活動を通じた仲間、様々な立場の人たちが交流し、互いの立場を理解し合って、信頼できる温かな関係を深めながら、互いに支え合える地域づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

三つ目の目指す姿としまして、誰一人取り残さない、支え合いの輪が広がっているを設定しております。

ここでは、基本目標を包括的な福祉サービスの充実に向けた支援づくりとしまして、誰もが住み慣れた地域で住み続けるための暮らしの基盤を整えるため関係機関が連携をし合いながら、包括的な福祉サービスの充実を図っていきたいというふうに思っております。

また、重点プログラムとしましては、重層的支援体制整備事業の推進、それからみんなでつくり、みんなで進める計画の推進、この二つを重点プログラムに設定をさせてもらいました。

本市では、令和３年度から重層的支援体制整備事業実施計画を策定しまして、その体制構築に向けた取組を進めているところでありまして、今後も市民が抱える複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、断らない相談支援、それから参加支援、地域づくりに向けた支援を展開していきたいというふうに思っております。

また、冒頭でも少し触れさせてもらいましたけれども、本計画の策定経過の中で、委員からの意見を集約するためにグループワーク形式でこの計画の検討をしてまいりました。本計画につきましては、福祉計画、福祉分野における上位計画になりますので、関わっていただいた委員の皆さんはもちろんなんですけれども、地域福祉に関する様々な市民の皆さん、団体の皆様、事業者の皆様、また行政、社会福祉協議会が一体となって、みんなでつくって、みんなで進める計画を目指したいというふうに思っております。

では、概要の４ページをご覧ください。

ここでは、第４章としまして、計画の展開を掲載しております。本編のほうは、２３ページから５８ページに掲載をしております。

現行計画では、四つの目標を掲げておりましたけれども、次期の計画では、人づくり、それから地域づくり、支援づくりの三つにフォーカスを当てた目標設定をしまして、大きく１５の施策を掲載しました。また、その施策の具体的な実践に向けた取組としまして、全部で５７の取組を掲載しております。

まず、基本目標１、地域のつながりの基盤をつくる人づくりについてです。

（１）です。学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進では、本市の未来を担う子供の頃から福祉に関心を持ち、多様性を認め合い、困ったときに助け合う心が育まれることを目指すため、学校における福祉教育の推進や大切にするまちづくりを進めていきたいと思います。ここでは、今回作成いたします子ども向け地域福祉ガイドブックも併せて活用していきたいというふうに思っております。

次に、基本目標２の地域課題を共有し、みんなで解決する地域づくりについてです。

（５）をご覧ください。地域活動・住民活動の活性化では、今後、互助がどうしても大きくなる中で、地域活動や住民活動の活性化を図ることで、地域内での顔の見える関係づくりが重要と考えております。地域活動への参加形態にも変化が見られる中ではございますけれども、地域活動に対する支援はもとより、個々の団体の活動経費の獲得に向けた情報提供、それから申請の仕方などについても、支援を併せて実施をしていきたいというふうに思っております。

次に、基本目標３の包括的な福祉サービスの充実に向けた支援づくりになります。

資料のほうは、資料３の５ページ目をご覧ください。

ここでは、（１０）の相談支援体制の充実について説明をいたします。ここでは、様々な生活上の課題を把握する糸口になる相談体制の充実に当たっては、地域福祉課題が複雑化、複合化してきていることから、分野横断的にきめ細やかな相談支援体制の実現を継続して目指していきたいというふうに思っております。相談支援につきましては、重層的支援体制整備事業の一つのキーワードでもございますし、市民アンケートでも保健福祉センターひだまりで福祉に関する相談ができることについて知っている方の割合が６３．６％で非常に高いことがうかがえました。ひだまりの断らない相談を今、健康福祉課のほうで掲げて取組を進めておりますけれども、引き続き庁内連携、それから相談機関のネットワークの強化を継続して図っていくほか、そのための人材育成も併せて実施をしていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、第５章では、計画の推進につきまして、それから資料編では、本計画の策定するに当たっての基礎となるアンケート調査等のデータをまとめておりますので、またぜひ改めてご覧いただけますとありがたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、地域共生社会というワードが聞かれまして大分久しくなりました。地域共生社会の実現につきましては、その地域ならではの問題、それから課題を適宜整理しまして、その地域に合った取組を継続して展開することが重要だというふうに考えております。この次期計画を基にさせていただいて、今後５か年の地域福祉の充実、それから地域共生社会の実現に向けて、みんなでつくり、みんなで推進していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力を引き続きよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上、私から説明とさせてもらいます。よろしくお願いします。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　子育て支援室の北村です。よろしくお願いします。

それでは、鳥羽市のこども計画について説明させていただきます。

鳥羽市のこども計画につきましては、予算の段階から何度かご説明はさせていただいておりますけれども、今回、計画の素案ができてまいりまして、おととい、子ども・子育て会議のほうでこちらのほうをご審議いただいたということで、今から計画の中身についてご説明させていただきます。

では、ページのほうは１ページをご覧ください。

失礼しました。資料のほうは、５の本編のほうになります。それの１ページの第１章の計画の策定にあたってになります。

１の計画策定の趣旨です。

上から５行目ぐらいの令和５年４月には、まずこども基本法が施行されたということです。さらに、そこからまた５行ぐらい下がっていただいて、また、同じく令和５年４月にこども家庭庁が発足し、令和５年１２月には、こども大綱が閣議決定をされたということです。下から３行目、鳥羽市においては、第２期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画が策定していたんですけれども、この第２期計画が令和６年度に最終年度を迎えたため、これまでの取組の成果を踏まえつつ、近年の社会動向や本市の課題に対応していくための新しい計画であるこども計画を策定したというところです。

次に、２ページです。

計画の位置づけです。

本計画は、こども基本法第１０条第２項に基づく市町村こども計画であり、子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含する内容となっておりまして、それが今、ご説明したものが、この下の本計画の位置づけのイメージ図の中の黒塗りのところとなっております。

次に、３ページをご覧ください。

計画の期間です。

本計画は、５年ごとに策定するものとされていることから、令和７年度から令和１１年度までを計画期間とするものです。

次に、４の策定の手法については、割愛させていただきまして、次４ページになります。

次、２章の鳥羽市のこども・子育ての現状と課題です。

１番で統計からみる鳥羽市の状況ということで、ここからは住民基本台帳等の状況をグラフ化等しているものです。

まず、（１）の総人口の状況。

次に、５ページの（２）子供の人口の状況。

６ページ（３）世帯の状況。

７ページ（４）人口動態の状況。

８ページ（５）婚姻・離婚の状況。

９ページ（６）就業の状況。

１１ページ（７）支援が必要なこどもの状況となっております。

次に、１３ページの２、こども・子育て支援に関するニーズ調査からみる鳥羽市の状況です。

こちら、１、調査の概要ということで、①の調査の目的ですけれども、令和７年度開始の新たなこども計画の策定に向けて、市民の皆様の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子供と子育て世帯を取り巻く状況などを把握することを目的として、このニーズ調査を実施したものです。②の調査対象としては、就学前児童保護者と小学生保護者と小中学生の本人と、それから３９歳までの若者というふうになっています。

その結果なんですけれども、次１４ページ、２、就学前児童保護者・小学生保護者の調査結果が２１ページまで、その結果が続いております。次に、２２ページが３の小中学生本人、要はお子さん自身に対する調査結果となっております。こちらが２５ページまで続いております。次、２６ページです。４、若者の調査結果、高校生から３９歳までの方の調査結果が２９ページまで続いております。

次に、３０ページです。

ヒアリング及びワークショップからみた鳥羽市の現状です。

１、調査概要、調査の目的ですけれども、こども計画の策定に向けて、子供に関わる団体の代表者や子供本人から意見を伺い、計画へ反映するために関係団体へのヒアリング調査、子供学習支援事業「ＹＥＬＬ」利用者へのヒアリング調査、若者へのワークショップを実施しました。２の調査対象ということで、関係団体へのヒアリングを以下のような団体に行ったり、また、その下の表で「ＹＥＬＬ」の子供自身への調査やそのボランティアのスタッフの方にワークショップを開きました。

次、３１ページからは、そのヒアリング調査の結果が出ておりまして、３３ページは「ＹＥＬＬ」でのヒアリング調査やそのスタッフへのワークショップでの意見が書かれています。

次に、３４ページ、４、各種調査からみられる課題ということで、このヒアリング調査であったり、ワークショップを通じて、ここに課題が抽出されております。

次、３５ページをご覧ください。

第３章、基本的な方向性です。

計画の基本理念ということで、下から４行目、本計画では、第２期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「誰一人も取り残さない　共に親子を育み　笑顔うまれる　キラめく子育てのまち～ひとと自然とアイデアにつつまれ、未来へはばたくとばっ子～」を基本理念とさせていただいております。

次に、３６ページです。

基本目標です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下のとおり基本目標を定めますということで、１が子供の健やかな育ちを支援します。２、こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します。３、子育て当事者を支援します。この３本の柱となっております。

次、３７ページです。

計画の成果指標です。

今の３つの柱に対して、それぞれの目指すべき指標であるとか、方向性を示しております。

次、４の施策の体系ですが、申し訳ありません、別紙で資料の６、Ａ３の資料をつけさせてもらっていますので、そちらのほうがちょっと見やすくなっておりますので、そちらご覧ください。

鳥羽市のこども計画の施策体系なんですけれども、このＡ３資料の左側が①第２期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画、つまり今現在の施策体系になっております。そして、第２期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画からの見直しの視点ということで、②のこども大綱であったり、先ほどご説明した③のニーズ調査結果等から見た主な課題を勘案して、一番右の列、④鳥羽市こども計画の施策体系（案）ということで、新たに位置づけております。ですので、３８ページと同じなんですけれども、基本目標が三つありまして、その上でさらに細かい施策の方向性が示されているというところです。

では、次に、戻っていただきまして、３９ページの第４章、計画の展開です。

それぞれの施策なんですけれども、まず、こどもの健やかな育ちを支援しますということで、１がこどもの居場所づくりになります。

次に、４２ページです。２、こどもの権利の尊重。

４３ページ、３、小児医療の充実。

４４ページ、４、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援。

４５ページ、５、こどもの貧困対策の推進。

４８ページ、６、配慮を必要とするこどもや家庭への支援。

４９ページ、７、こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組。

次に、５０ページです。

柱の二つ目です。こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現しますということで、まず、幼児期までということで、１、就学前教育・保育の充実。

次、５２ページです。２、親子の健康づくりへの支援。

５３ページ、３、幼稚園・保育所・小学校の連携。

次、５４ページです。学童期・思春期です。

１、学校教育の充実。

次、５６ページ、２、安心して学ぶことのできる環境づくり。

５７ページ、次、青年期になります。

１、次の世代の親を育てる教育環境の充実。

５８ページ、２、安心して生活できる環境づくり。

５９ページ、３、就学・就労支援の充実。

４、結婚を希望する方への支援。

次、６０ページが柱の三つ目、子育て当事者を支援します。

１、子育てしやすい環境づくり。

６２ページです。２、男女が共に子育てを担う環境づくり。

６３ページ、３、子育てに配慮した職場環境づくり。

６５ページ、４、相談・指導支援の充実。

６７ページ、５、安心して生活できる環境づくり。

６８ページ、６、子どもを守る環境づくりとなっております。

次に、６９ページをご覧ください。

ここからは、第５章です。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策です。

１の量の見込みと確保方策の考え方で、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正です。教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定されていることとされていますということで、このこども計画自体はそもそも法に基づいて策定をしなければいけないということになっております。

次に、２の教育・保育提供区域についてなんですけれども、下から３行目をご覧ください。本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、市域全体を一つの提供区域としましたと、よその自治体ですと、すごく広域な大きい自治体ですと、区域を幾つかに分けて、確保対策のための事業の量を見込んだりするんですけれども、鳥羽市の場合は、もう市全域で、１本で見込んでいるということです。

次、７０ページです。

３番です。量を見込む区分ですけれども、真ん中の表、量を見込む区分ということで、ちょっと分かりづらいんですけれども、１号認定、２号認定、３号認定という言い方をしまして、それぞれ対象者と利用先をこのような区分けで設定しております。

次、４、量の見込みの算出についてなんですけれども、こちら１行目の後ろのほうに書いてあるとおり、全国共通の算出方法が国から示されていることから、今からご説明するものについては、全てその国の基準にのっとって数値が設定されているということをご理解いただきたいと思います。

次、７１ページです。

５番の提供体制の確保方策の考え方、それから量の見込みと確保方策の見直しについては、説明を割愛させていただきます。

７２ページからは、実際にその量の見込みになるわけなんですけれども、２の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育のそれぞれの今後５年間の量の見込みが７５ページまで出ております。

次に、７６ページをご覧ください。

３の保育所・幼稚園の在り方についてです。

こちら、今後の児童の減少に伴って、施設の統廃合や閉所の在り方について、初めてこの計画で載せさせていただいております。７７ページには、保育所の休所、閉所、統合の基準を載せております。また、４の幼稚園の休園、廃園、認定こども園化の基準については、別途計画を策定するというふうに記載しております。

次、７８ページが幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項となっております。

７９ページ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策ということで、それぞれの施策ごとに量の見込みが出ております。

まず、１の利用者支援事業。

次、８０ページ、２の延長保育事業。

８１ページ、３の放課後児童健全育成事業。

８２ページ、４、放課後子ども教室。

８３、８４は、飛ばしまして、８５ページの５、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）。

８６ページ、６、乳児家庭全戸訪問事業。

８７ページ、７、養育支援訪問事業。

８８ページ、８、地域子育て支援拠点事業。

８９ページ、９、一時預かり事業。

９０ページ、１０、病児保育事業。

９１ページ、１１のファミリー・サポート・センター事業。

９２ページ、１２、妊婦健康診査事業です。

ここまでは、既に本市においてやっている事業になるわけなんですけれども、９３ページ以降は新規事業ということで、今後やるかやらないかも含めて記載をしております。

９３ページが１３、産後ケア事業。

９４ページ、１４、妊婦等包括相談支援事業。こちら、新規事業と書いてあるんですけれども、ちょっと名称が違う形で、実はもう現在やっている事業ではあります。

次、９５ページが１５の子育て世帯訪問支援事業。

９６ページの１６が児童育成支援拠点事業と１７の親子関係形成支援事業。

９７ページが１８、乳児等通園支援事業。一般的には、こども誰でも通園制度と呼ばれています。

あとは、９８ページのほうで、１９の実費徴収に係る補足給付を行う事業であったり、２０、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業となっております。

最後に、９９ページです。

第６章、計画の推進です。

こちらに記載されている計画の推進体制であったり、ＰＤＣＡを回す計画進行管理について記載がされております。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○河村　孝議長　説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

坂倉議員。

○坂倉広子議員　おはようございます。今日は、詳細な説明ありがとうございます。

私、ちょっと１点お伺いしたいことがあるんですけれども、第４次鳥羽市こども計画についてお伺いをさせていただきます。

私も、こどもまんなか社会ということで、国のほうがこども家庭庁を発足していく中で、鳥羽市はどういうふうな方向性を推していくのかというご質問をさせていただいた中で、私もこれからのこのこども計画、非常

に大切なことになってくると認識しております。その中で、この詳細なる説明資料を頂いたわけですけれども、前回の計画と、そして今回の計画のどういうところが違ってきているのかというのだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　今回、冒頭でもご説明させていただいたとおり、こちら国のほうがいろいろな法律に基づいて、計画の策定を努力義務ということでなっているわけなんですけれども、大きく前回の支援事業計画との違いは、まず、２ページにあるとおり、子ども・子育て支援事業計画とこどもの貧困対策計画と子ども・若者計画を全て包含している計画になっております。

そして、国のほうは、こどもまんなか社会の実現ということで、子供がまず主体であるという考え方を持っていることから、国からのガイドラインの中でも、子供をまず第一に考えなさいということで、本計画においては、３０ページのところでヒアリング及びワークショップから見た鳥羽市の現状ということで、子供自身にきちんと意見を聞いて、この計画に反映させなさいということで、例えば「ＹＥＬＬ」のお子さんに対してヒアリングを行ったり、それから１３ページのニーズ調査においても、小学校４年生から中学生までのお子さんに対しての調査であったり、高校生から３９歳までの若者に対しての調査ということで、当事者に対して意見を聞いて計画に反映させるというのが今回の一番大きなポイントであるかと思っております。

以上です。

○河村　孝議長　坂倉議員。

○坂倉広子議員　前回と今回の違いを聞かせていただきました。そして、当事者にいろいろヒアリングをしていただいたということで、計画が進められていくということで、期待をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

尾﨑議員。

○尾﨑　幹議員　社会福祉協議会がやっぱり実行部隊になってくると思うんですけれども、そのやっぱり人数的、それとやっぱり守秘義務というのがかなり入ってくると思うんですよ。そういうやっぱり急遽入りましたと、社会福祉協議会で実行部隊に入って、公務員と同じだけの知識とやっぱり守秘義務を守っていかないかんというのがすごく重たくなる、それはもう大丈夫なんかな。

もう一つ、やっぱり社会福祉協議会の理念というものが、平成１１年に立ち上がったときに、僕も参加しとったんやけれども、かなりやっぱりそういう地域、もしくは福祉に関しての補う役目というのが理念になっとったと思うんです。そこら辺はやっぱりちゃんと全うしていこうと思うと、今の体制で本当にいいのか、これをやっぱり実行していくたびに、やっぱり思っとった以上に物事が大きいから、１人ではできない、２人になるぞと、それをやっぱりちゃんと補充していくことによって計画が実行されていくわけやで、結果ありきじゃなしに、やっぱり実行前にそれだけの余裕がある中でこういう連動の事業計画になっとるのか、ちょっとそこら辺教えてください。

○河村　孝議長　健康福祉課長。

○榎健康福祉課長　守秘義務に関しましては、ルールに基づいて運用していくことになると思います。特に、市からの委託事業というものを社会福祉協議会さんにはかなりやっていただいています。そこは、もう一緒に動いているという考えの中で、ケース会議であったりとか、個別の人の案件であったりとか、そういうところも一緒にやってったりしていますし、社会福祉協議会さんがこれまで行動計画という形で別に持っていた、これを一体的につくるという意味は、やっぱりそういう一緒になって動かないかん場面が増えてきているという、特に、重層の関係で包括的にみんなが関わって動かないといけないという局面が現状でもある中で、やっぱり計画のほうもそれに合わせて一体的にやっていこうというような理念を入れさせてもらっているというようなところです。

○河村　孝議長　尾﨑議員。

○尾﨑　幹議員　やっぱりスキルの問題が絶対入ってくると思うんです。やっぱり守秘義務の中でも、スキルという中身をしっかりと教育してもらわな。個人情報かなり入ると思います。この間も、うちの個人情報についてちょっと勉強とあれをしとんですけれども、やっぱり家族やで、これ言うてもええわと、それが広まったり、そこでやっぱりいろいろな問題が起こる、これはやっぱり本当にかなり発生していますから、職員と違うよって、私らええんやという社会福祉協議会の中のやっぱり知識と認識と同じだけの共有認識を持ってもらわないかんと思うんです。それに対しては、やっぱり人数が足りんよってパートさん雇いました、ここ行ってください、その前にやっぱりその教育というものが必要になってくるんじゃないかと思っとるもので、これを実行しようと思えば、これ今の体制ではほとんど無理かなというのは、今からやっぱりどんどん人が入ってくると思います。それで、高齢率も上がっていくわけですから、余計福祉に関しては、社会福祉協議会さんほんまにかなりの重たい責任がどんどん入ってくると思いますよって、そこら辺注意してほしいな。問題になってから、解決しましょうじゃなしに、問題のないようなやっぱり計画でいっていただきたいので、そこら辺を注意していただければそれでいいのかなと、その都度やっぱり、進んでいく段階でいろんなやっぱり立ち止まっていいか悪いかとか、そういうチェックは必要やと思いますので、そこら辺をしっかりとやってもらえれば、この計画はあと５年でいこうと思うと、かなり職員さん大変かなと思っています。

それともう一つ、３ページ、理念の一番下、包括的な福祉サービスの充実に向けた支援づくりとあるんですけれども、そこの１５番、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりとあるんですけれども、やっぱりうち立地適正を部分的にスタートします。これやっぱり全体的に持っていかなあかんのが、国土交通省にしろ、いろいろな形で全地域に指定が及んだときに、やっぱり鳥羽はコンパクトシティにすると市長は言うとうわけですから、その中でも住居地域と非住居地域がもう絶対指定してかないかんわけですから、立地適正を部分的にしてというんじゃなしに、これ全体に最後にはせないかんのが法律ですから、これをやっていこうと思うと、１５番なんかは、この地域でもう老後ずっといくんやと、もうあと１５年後、もしくは家を建ててもうここでいくんやと、ほやけれども、ここは非住居地域に指定された場合、やっぱり水道も市道も管理できないような状況が絶対発生してくると思います。というか、したらいかんわけですから、そこら辺を加味した中でこういうところら辺は見直して、やっぱりより早く鳥羽市の方向性をしっかりとつくることが、こういう１５番に対しては大事なところかなと思いましたもので、ここら辺もやっぱり建設課が進める中とやっぱり共有認識を持ってもらって、やっぱり１，０００軒住んどったのに１０軒になったいうたら、それはもう国から指定してく

ると思うんですよ、立地適正で。そういう加味した中で、やっぱり安全に老後を過ごせるような状態をつくっていただければありがたいなと。１５年後には、もう非住居地域ですよと、家建てるのに建設課なら、今の状態やったら建設協会出してくると思うんです。そやけれども、１０年後にはもうここ１００軒あったのに、１０軒やもんで、非住居地域に指定されたら、住んでもいいんですよね。ただ、水道や公共施設の管理ができないということになってきた場合、その人らのためにも、市長が本当にちゃんとコンパクト、次の市長にしろ、今の市長にしろ、コンパクトにしてくんやと言うならば、これはすごく問題かなと思っていますので、そこら辺もちょっと危惧してください。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

（「すみません、議長。ちょっと確認させてください」の声あり）

○河村　孝議長　坂倉議員。

○坂倉広子議員　パブリックコメントなんですけれども、今回、福祉計画とその中でこのパブリックコメントは、本日１２月２７日から明年１月１７日までの期間ということなんですけれども、これは子育ても含めたパブリックコメントという考え方でよろしいんでしょうか。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　そのとおりです。

○坂倉広子議員　分かりました。ありがとうございます。

○河村　孝議長　戸上議員、どうぞ。

○戸上　健議員　全体の印象ですけれども、この二つの計画を通読して非常に勉強になりました。問題意識を触発されて、これはこれからの重要な課題だなと思われる箇所が、付箋を貼っただけでも１７か所ありました。皆さんの尽力というか、情熱というか、それをこの二つの計画では感じました。

それを前置きして、それをまず評価した上で、三つお聞きします。

１点目は、第４次の地域福祉計画の趣旨の部分で、老老介護、認認介護というのが強調されております。鳥羽市もその実態、どこまで来とるのかというのは僕は興味があったので、資料を拝見したんですけれども、資料具体的に老老介護どの程度、認認介護どの程度だというの出てきません。どこかに出てきますか、具体的な鳥羽市の現状の資料、データ。

○河村　孝議長　宮本課長補佐。

○宮本課長補佐　こちらのデータにつきましては、高齢者福祉計画のほうに掲載があるのかなというふうに思っておりますが、少し確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○戸上　健議員　はい。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　国民生活基礎調査で要介護者と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合というのがありまして、これが老老介護、認認介護の基礎的なデータですけれども、全国的には、７５歳以上は３０．２％という数字が出ております。鳥羽では、どういうことになっているのかということを知りたかったものでお聞きしました。

２点目です。また、ここにありますというのが分かれば教えてください。

２点目で、４ページに本計画とは別に、子ども向け地域福祉ガイドブックというのが先ほど宮本さんの説明の中でもありました。これ非常にいいことだというふうに思います。ハローの展示場に市内の小中学校の福祉ボランティアというのが、１年間にこういう活動をしてきましたというのを展示されて、僕もあれを見て非常に勉強になりました、こういうことをやっとるのかと。そういう子供たちに対して、行政のほうから実際にこういうガイドブックを作って働きかけていくということは、その子供たちの意欲も触発するということで、非常にいい取組じゃないかというふうに思います。これいつ頃できるんでしょうか。

○河村　孝議長　宮本課長補佐。

○宮本課長補佐　計画と同じく年度内に作成する予定をしておりますので、３月の下旬頃には議員の皆様にもお示しできるかというふうに思います。

○戸上　健議員　楽しみにしときます。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　最後、３点目ですけれども、こども計画についてお尋ねします。

副参事の説明で、子どもの貧困対策計画とこの３本が統一された今回は計画になったんだということでした。それはそれで分かるんですけれども、子どもの貧困対策計画第１期、２０１９年から２０２４年まで、鳥羽市の場合は６年間、この福祉計画に先立って、１年前倒しで、あなた方これ着手して、非常に議会も鳥羽の子供の貧困の実態がどうなったのかというのがよく分かったいい調査の報告書だったというふうに思うんです。調べてみると、県内２９市町で子どもの貧困対策計画を策定していたの鳥羽だけです。ほかは、もう全部こういう合体した事業計画になっております。ですから、僕は今回は、子どもの貧困対策計画は第１期ができただけだから、第２期は子供の貧困というのは、やっぱりちょっとバージョンアップというか、また新たな局面に入っておるというふうに思いますので、行政としてどういう分析をされとるのかということを楽しみにしとったんですけれども、子どもの貧困対策計画は統合されたということです。それで、内容として４５ページの（５）の子供の貧困対策の推進というところから、３ページに第１期の子どもの貧困対策計画は、資料を除いても２２ページに及ぶ非常に濃密な計画書だったというふうに思うんです。ですから、議員も一般質問の中で鳥羽市の子どもの貧困対策計画の中では、こういうふうにうたわれとるというのを随分参考にさせてもらった、僕もそうですけれども、参考にさせてもらいました。今回、残念ながらそれがないというのが、僕は非常に残念な思いがしたんですけれども、子供の貧困対策の推進が３ページに縮まっとると、エッセンスとしては３ページだろうけれども、膨大な基礎資料があるはずで、それに基づいてこの３ページになったと僕は思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。その基礎資料を僕らとしては、議会としては、ぜひ頂きたいという思いはあるんですけれども、いかがでしょうか。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　ご意見ありがとうございます。

確かに我々もこの計画をつくっていく中で、第２期鳥羽市子ども・子育て支援事業計画とは別に、平成３１年に策定した鳥羽市子どもの貧困対策計画、こちらの扱いについてもどのように今回、こども計画に反映させるかというところで悩んではいたんですけれども、今回、国のガイドラインの中で、若者計画も含めて全てこども計画として一体で作成をしていくようにということが示された中で、ちょっと大変申し訳ないんです

が、ページ数等のこともあって、こういう形で今回はさせていただいたということで、それとは別に、あと今まで第１期の計画の中にはなかったヤングケアラー等の考え方も今回含まれてきているということなので、いろいろ子供に対する虐待であったり、発達支援であったり、いろいろなところが日々いろいろな展開になってきていますので、今回そちらも含めてということでご理解いただければと思います。

○河村　孝議長　戸上議員。

○戸上　健議員　担当課の努力というのは、僕も十分分かるんです。頂いた施策体系の表ですけれども、これでも、基本理念として第２期にはなかったので、冒頭、誰一人も取り残さないと、これもう健康福祉課の業務のモットーになっとるというふうに思うんですけれども、これを冒頭に置いたということも、鳥羽の子供たち、豊かであろうと、貧しくあろうとも残さないんだというあなた方の気持ちが、ここに僕は表れるというふうに思いますし、副参事説明したヤングケアラーの点でも、小学校の約３割、中学生の約１割が家族のお世話をしていると、こういうデータ僕は初めてじゃないかというふうに思います。ですから、今まで努力なさったという点は、我々議会も、議員もしっかり自分のものにして共に鳥羽の子供たちのこども計画、前半の宮本さんの報告の福祉計画もそうですけれども、実現していきたいという思いを、僕はこれ通読させていただいて意を強くしたいです。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

尾﨑議員。

○尾﨑　幹議員　第６章の計画の推進いうところで、これやっぱり循環型のマネジメントサイクルでＰＤＣＡサイクル、ここに書いてあるように策定はもちろんこういう子供会議とか、そういう意見を聞いてつくられると思います。実施するのはおたくらであって、１番に評価ですよね、次の段階。評価は第三委員会かなんかそういうのつくるんですか。

それと改善も。改善の指摘を誰がするのか、これやっぱりすごく大事なところで、これがやっぱりうまいこと回らな、ただ自分らでつくって、自分らでやって、自分らで評価して、自分らで改善、これはもう行政にはあってはならないと思っていますから、民間の団体じゃないんやで、ここをやっぱり第三者なりというのは、チェックとアクションですよね。ここは第三者委員会か何かをつくって、鋭い意見を聞きながら、評価してもらうことが、よそはそういう形でやっとると思いますので、やっぱりプランとドゥーに関しては自分らでいいと思いますけれども、やっぱりチェックとアクションに関しては違う目、第三者、そういう形からのやっぱり評価と意見を聞くべきやと思っていますので、そこら辺も今から進んでいく中でそういう形になってくると思いますので、そういうやっぱりしっかりとした第三者の目というのを大事にしていただければいいと思いますので、ここはやっぱりしっかりと計画どおり進むための一番必要な部分と思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。ありますか、第三者委員会つくる予定。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　申し訳ないんですけれども、第三者委員会をつくる予定はないんですが、先ほど冒頭で説明させていただいた鳥羽市の子ども・子育て会議というものがありまして、その組織としては、子供の保護者であったり、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者であったり、学識経験者であったり、公募による市民の

方で構成されている会議がありますので、そちらの中で、そこの所掌事務の中で、この計画等を進捗を点検していただくということも入っておりますので、子ども・子育て会議のほうでまたそちらのほうは確認していただくことになります。

○河村　孝議長　尾﨑議員。

○尾﨑　幹議員　推進体制自体が各種団体、もしくは鳥羽の流れの中でいろいろな方が参加してくると思いますけれども、その推進委員会の中でのことが決まった人らがまた出てきて、これはいいんや、悪いんやという話にならないようにしていただければ、そのいろいろな団体の方がいっぱいおられると思います。やっぱり推進していく側とチェックする側とその中でやっぱり共有認識は持ってもらわないかんけれども、やっぱりチェックと改善、そこはしっかりとやっていただきたいなと思っていますので、それは絶対出てくる話なので、そこら辺よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

副議長。

○濱口正久議員　すみません、ちょっと確認の意味で、資料の４のところに出てきています鳥羽市の地域福祉計画、地域福祉活動計画の中のこの計画策定の２ページのところですかね。地域福祉とはというところの中に、今回、分かりやすくウェルビーイングという言葉が出てきております。誰一人取り残さないとか、住み慣れた地域で住み続けるためにはということでいくと、鳥羽市のように広域の中で、いろんな地域がある中で住み続けようと思ったら、今までみたいに地域の人たちだけで何とかやってもらっていた、社協の人たちに頑張ってもらっていたとか、いろんなことが計画ばらばらにあったと思うんです。それを包括の意味でやっていた支援体制の中で、今回、計画を位置づける計画の中、第４次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位に持ってきたということは、これ一体的によりシンプルに分かりやすくみんなで力を合わせてやってくんだということでこういうふうに上位に来ているというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○河村　孝議長　健康福祉課長。

○榎健康福祉課長　まさしくそのとおりで、これまで車の両輪というような感じで、イメージで、ご説明させてもらっていたと思うんですけれども、さらに一体的という言葉に変わってきている、ここというのは一緒になってやらないと、対象者に対してみんなが支援とか、関わりを持つというような取組の方向性に変わってきているというところをより計画の中でもはっきりさせていくというのが仕組みになっております。

○河村　孝議長　副議長。

○濱口正久議員　ありがとうございます。

今まで一生懸命やっていただいた中で、こういうふうにしっかりと取り組むには計画をちゃんと立ててみんなに周知しながら、今まで以上に人が少なくなっていく中で必要となるマンパワーをいかに集約して集中的にやっていくかということは、すごく大事だと思いますので、もう一ついいでしょうか。

子供の計画の中に、６番の資料のこども計画の今回の位置づけ、基本理念の中に誰一人取り残さないとあります。それを達成しようと思うと、やっぱり今回、新しく新規事業の中にこども誰でも通園制度だとかいろんな計画新規事業がどんどん入れ込んでくれてあります。これ計画として、できるかどうか分からへんというふ

うなこと話していましたけれども、これが本当に達成されたら、すごくいいまちだと僕も思うんですけれども、それの計画の実現性とかというのはこれから協議していくと思うんですけれども、その辺のところは今どこら辺まで進んでいくとかというのは持っているんでしょうか。

○河村　孝議長　北村副参事。

○北村副参事　９７ページのこども誰でも通園制度につきましては、今、国のほうが令和８年度からの全国展開をするようにということで、それも通達が来ておりますので、今、保育所長会等を通じて、これをどのように鳥羽市で運用していくのかを他市等への視察も含めて、今、検討している段階です。

○河村　孝議長　副議長。

○濱口正久議員　ありがとうございます。

これも体制を整えないと、なかなか大変な時代に入ってきて、保育士さんの取り合いの中のしっかりと体制を整えないかんので、ただこういうふうに国のほうがそうなってきた中で、計画で載ってくるということは、皆さんそれに期待されてしまうと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○河村　孝議長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○河村　孝議長　ないようでございますので、この件については、本日２７日から１月１７日までパブリックコメントを開催しておりますので、また漏れた意見等々ございましたら、そちらのほうへご活用願いたいと思います。地域福祉計画と福祉活動計画につきましては、議決事項でございますので、また改めて３月に上程されるという形になると思いますので、また委員会のほうでしっかりご議論いただければなというふうに思います。

それでは、以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

（午前１１時０８分　散会）

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和６年１２月２７日

鳥羽市議会議長　　河　村　　孝